

西宮市大学交流協議会運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の大学及び短期大学（以下「大学」という。）が中心になり、大学交流センターを拠点に大学間の交流及び大学と地域社会や産業界との交流を進めることを目的として設立された西宮市大学交流協議会（以下「協議会」という。）の運営費の一部を補助することに関して必要な事項を定める。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、協議会を運営するために大学が負担する額の総額の2分の1を超えない範囲で予算を定める額とする。

(補助金の使途)

第3条 補助金は、協議会が第1条の目的に沿う事業を行うための経費（人件費及び事務費を含む）以外に使用してはならない。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第4条 補助金の交付申請及び実績報告等については、「補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）に基づき行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。